水先人試験の施行

水先人試験の施行について、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）第十一条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十三年四月一日　国土交通大臣　大畠　章宏

一　新たに一級及び二級水先人の免許を受けようとする者に対する試験

イ　筆記試験

水先区	試験日	試験場所	受験申請書提出先	限書受提験出申期請	表合日格発
東京湾水先区	平成二十三年五月十日	関東運輸局横浜第二合同庁舎（横浜市中区北仲通五丁目五十七番地）	関東運輸局海上安全環境部船員労務課（横浜市中区北仲通五丁目五十七番地）	平成二十三年四月二十八日（必着とする。ただし、郵送による場合は、平成二十三年四月二十八日までに発送すること。）	平成二十三年四月十二日
伊勢湾水先区		中部運輸局名古屋合同庁舎（名古屋市東区白壁三丁目一番三十八号）	中部運輸局海上安全環境部船員労務課（名古屋市東区白壁三丁目一番三十八号）		
大阪湾水先区		神戸運輸監理部（神戸市中央区波止場町一番一号）	神戸運輸監理部海上安全環境部船員労務課（神戸市中央区波止場町一番一号）		
内海水先区		同戸第一地方合同庁舎（同戸市第一央町二丁目一番一号）	同戸第一地方合同庁舎（同戸市第一央町二丁目一番一号）		
関門水先区		九州運輸局福岡合同庁舎（福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号）	九州運輸局海上安全環境部船員労務課（福岡市博多区博多駅東二丁目十一番一号）		

備考　身体検査は、受験申請書に添付される健康証明書により筆記試験前に合否判定を行う。

ロ　口述試験（筆記試験合格者に対して行う。）

試験日、試験場所及び合格発表日は、筆記試験合格者に対して、試験を行う場所の所在地を管轄する地方運輸局（運輸監理部を含む。以下同じ。）より通知する。

二　その他

イ　郵便により受験申請するときは、自己の氏名、住所及び郵便番号を明記の上、郵便切手八十円分を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

ロ　試験の詳細については、試験を行う場所の所在地を管轄する地方運輸局より通知する。

平成23年度防衛省職員採用Ⅰ種試験公告

平成23年度防衛省職員採用Ⅰ種試験について次のとおり告知する。

平成23年4月1日　防　衛　省

1　試験の名称　平成23年度防衛省職員採用Ⅰ種試験　（研究職俸給表２級の係員を採用するための試験）

2　試験区分　心理、化学、生物、電子、機械、造船及び航空

3　対象官職　研究職俸給表２級の官職

4　受験資格　次に掲げる者

⑴　昭和53年４月２日から平成２年４月１日までに生まれた者

⑵　平成２年４月２日以降に生まれた者で次に掲げるもの

ア　大学を卒業した者及び平成24年３月までに大学を卒業する見込みの者

イ　防衛省がアに掲げる者と同等の資格があると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者及び自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第１項の規定に該当する者は、受験することができない。

5　第１次試験

⑴　試験種目　教養試験（多枝選択式）、専門試験（多枝選択式又は記述式）及び論文試験（専門試験（多枝選択式又は記述式）の出題分野は、別記のとおりとする。）

⑵　試験の実施日　平成23年５月８日（日）

⑶　試験地　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市及び嘉手納町

なお、試験場は、原則として上記都市内に設けるが、事情により上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　平成23年６月３日（金）に、防衛省本省（東京都新宿区市谷本村町５―１）並びに第１次試験の申込みを所掌する地方防衛局及び地方防衛支局（それぞれの所在地は10⑵に掲げる。）において、受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

6　第２次試験

⑴　試験種目　口述試験及び身体検査

⑵　試験の実施日　平成23年６月中旬の指定する日

試験日時の変更は、原則として認めない。

⑶　試験地　東京都

7　最終合格者発表　平成23年７月１日（金）に、第１次試験合格者発表の場所と同一場所において、受験番号を掲示して発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

8　採用候補者名簿及び採用方法　試験区分ごとに採用候補者名簿を作成し、採用は、これらの名簿に記載された者の中から行う。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、最終合格者発表日から３年とする。

9　給与　この試験に合格し、採用された者は、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）の適用を受け、俸給は原則として次のとおりとする。このほか同法等の定めるところにより、諸手当が支給される。

［適用俸給表］	［俸　給］
研究職俸給表	２級５号俸

10　受験手続

⑴　受験申込用紙請求先　防衛省大臣官房又は第１次試験の申込みを所掌する地方防衛局若しくは地方防衛支局

⑵　受験の申込み　受験希望者は、所定の受験申込用紙１部に所要事項を記入し、本人の写真を貼り、希望する第１次試験地に対応する次の申込先に提出すること（郵便又は信書便による申込みの場合は、簡易書留等その引受け及び配達が記録される取扱いとすること。）。

申し込むことができる「試験区分」は、いずれか一つに限る。

なお、受験申込書の「試験区分」の変更は、申込受付期間内に申出があった場合にのみ認める。